

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレートガバナンス体制の強化が、経営活動の基本となるものであり、企業価値の向上の根底になるものと認識しております。このため、経営の透明性向上とコンプライアンス重視を徹底し、コーポレートガバナンス体制の強化に努め、株主、顧客、地域社会、従業員等の全てのステークホルダーにとって、価値ある企業になることを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

現在、当社における機関投資家および海外投資家の株式保有比率が低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っていません。今後、機関投資家および海外投資家の株式保有比率の推移を踏まえ、検討を進めてまいります。

【補充原則3 - 1 - 2 英語での情報の開示・提供】

現在、当社における機関投資家および海外投資家の株式保有比率が低いことから、英語での情報の開示は行っていませんが、機関投資家および海外投資家の株式保有比率の推移を踏まえ、検討を進めてまいります。

【補充原則3 - 2 - 1 外部会計監査人】

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補評価の明確な基準は定めておりません。

なお、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況を通じて、独立性の有無について確認を行っており、現在の外部会計監査人である海南監査法人は、独立性・専門性ともに問題ないと認識しております。

【補充原則4 - 1 - 3 後継者計画】

当社は、後継者計画を定めておりませんが、経営幹部候補者を計画的に育成していくことが、中長期的な企業成長に不可欠であるものと認識しております。経営幹部候補者については、社内の多様な業務の経験、知識、スキルの習得を得る機会を設けるなどして、その育成につとめております。取締役の指名にあたっては、取締役会において、公正、公明に判断し、候補者を決定しております。今後、取締役会において、引き続き後継者計画について議論を重ねてまいります。

【補充原則4 - 2 - 1 取締役会の役割、責務(2)】

現状では、役員報酬の限度額の定めはありますが、現金報酬や自社株報酬との割合等を定めたものではありません。今後、持続的な成長に向け、中長期的な業績と連動する報酬や割合、構成等について検討を行ってまいります。

【補充原則4 - 3 - 2, 3 CEOの選解任】

当社では、独立した委員会等を設置していませんが、CEOの選任は、会社におけるもっとも重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得たうえで、資質を備えた人材をCEOとして選任しております。

当社では、CEOを解任する為の一律の評価基準や解任要件は定めておりません。

CEOが法令、定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することになります。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性評価】

取締役会の実効性の評価については、社外取締役および社外監査役を中心に議論を行い、実効性を高めるようにしています。

取締役会の実効性についての分析・評価・開示については、具体的な手法と合わせて、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニング方針】

当社では、十分な知識・能力を有し、かつ職責を全うできると判断したうえで各取締役の人選を行い、株主総会で承認を頂いております。

変化する情勢・法令等に対応するため、適宜、有識者による説明会や勉強会への参加は行っているものの、トレーニングの方針として明確に定めたものは無く、今後必要に応じ整備することを検討してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、企業価値向上を図る目的で、研究開発及び通信販売事業への積極的な先行投資を行っており、将来の成長に向けた基盤づくりに注力していることから、明確な資本コストを示しての収益計画や資本背策の公表を行っていません。

資本コストを的確に把握した中期における経営計画の開示につきましては、経営課題の一つとして認識しており、公表できるようになった段階で開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

(1)政策保有株式の縮減に関する方針

政策保有株式につきましては、保有状況を有価証券報告書で開示しておりますが、取引関係がある会社との関係強化・維持と業界動向の把握を目的に当社のビジネスを進展させることが明らかである場合に限り、原則として政策保有をしないことを基本方針としております。

(2)保有目的の検証

上場会社の株式については、毎期、投資先ごとに保有目的を検証することにより、保有の適否を検証しております。

(3)議決権については、各議案の内容が当該企業の価値向上につながるかどうかを判断基準として、適切に行使します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引についての適切な手続の枠組み】

当社は、役員又は主要株主との取引に関しては、そうした取引が株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないようにしております。具体的には関連当事者取引リストおよび関連当事者調査回答書をもとに取引を把握し、取締役会へ適宜報告する体制をとっております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は従業員の福利厚生の一環として、中小企業退職金共済に加入しております。当社はアセットオーナーとして企業年金の積立て等の運用に関与しておりませんが、従業員に対して、資産運用に関する教育研修の実施等を行うことを検討してまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社経営理念につきましては、当社ホームページにて公表しております。

<http://www.pharmafoods.co.jp/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書のほか、株主総会招集通知、有価証券報告書に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針については有価証券報告書等にて開示しております。

なお、取締役の報酬額の算定にあたっては、株主総会で定められた報酬総額の限度内で、経営内容、各人の業績、能力等を考慮して取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬は監査役会の決議により決定しております。

(4)取締役会が経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、取締役として株主からの委任に応え、経営判断力、先見性、洞察力などに優れ、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任をまっとうできる人材を取締役候補者として選定します。監査役は優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有しているものを監査役会が検討し、同意したうえで、取締役会において選定しております。

取締役、監査役の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合には、所定の手続きにより審議の対象とすることとしております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役、監査役の選任にあたっては、株主総会招集通知の選任議案において、個々の略歴、選任理由等を記載し、開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」において定めております。

それ以外の業務執行の決定については、代表取締役社長以下の経営陣に委任しており、その内容は、職務権限規程や稟議規程において明確に定めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性を担保した候補者を選定するようしております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方】

社内取締役は、当社の各部門経験者から、バランス良く、担当業務、知識、経験、能力等のバックグラウンドが異なる多様な役員で構成しております。

また社外取締役は、社内出身者とは異なる職歴や経験、専門的な知識等を有し、中立的・客観的な立場からの監督・助言ができるよう、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が確保されるという観点から適切な者を選任しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役・監査役には、他の上場会社の役員を兼務しているものもおりますが、その数は合理的な範囲にとどまっており、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を当社の取締役・監査役としての業務に振り向けしております。

また、当社は社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、事前に当社の取締役会の承認を得ることとしております。

さらに、当社は毎年、全取締役及び監査役の兼任状況について確認した上で、その結果を取締役及び監査役の選任議案に係る株主総会参考書類、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主からの対話(面談)の申し込みについては、前向きに対応いたします。また個別面談以外にも、第2四半期と本決算発表後に、機関投資家向け説明会を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
金 武祚	3,632,900	12.51
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	1,105,048	3.80
株式会社SBI証券	831,522	2.86
日本証券金融株式会社	800,700	2.75
江崎グリコ株式会社	732,000	2.52
益田 和二行	712,900	2.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	693,300	2.38
鈴木 千尋	649,100	2.23
金 英一	649,000	2.23
楽天証券株式会社	637,900	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	7月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐村 信哉	他の会社の出身者													
山根 哲郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐村 信哉			株式会社ニッセンホールディングス及び株式会社ニッセンにおいて、長年にわたり通信販売事業の業務を中心に携わっており、その豊富な知識と経験に基づき、当社の通信販売事業に関するアドバイスをいただくとともに、当社の経営全般に対して外部の視点を持って取締役としての役割を果たしていただくため、選任しているものであります。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員として指定しております。

山根 哲郎		医師としての豊富な経験と幅広い見識を有されており、更に松下記念病院を院長として運営されております。当社に対しては、医学の見地からバイオメディカル事業の創薬研究開発に対して有益な助言をいただけること、多様な視点から当社経営への助言及び監督機能を発揮していただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員として指定しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人による会計監査については、監査法人と監査役が、監査内容や課題について共通認識を深めるための情報交換を積極的に行っており、また内部監査部門は監査役、会計監査人と連携を図り、情報交換を積極的に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
辻本 真也	他の会社の出身者													
八田 信男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻本 真也			税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。税務会計の専門家として、当該視点から業務監査を行うため、社外監査役として選任しております。同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員として指定しております。
八田 信男			ローム株式会社において長年にわたり海外事業の業務を中心に携わっており、その豊富な知識と経験に基づきまして、当社の経営全般への業務監査を行うため、社外監査役として選任しております。同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立社外役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は現在、取締役に対するインセンティブの付与は行っておりませんが、過去、業績目標の達成により行使できる有償の新株予約権を発行しており、インセンティブに関する重要性は認識しております。インセンティブの付与に関しては、適宜検討を行ってまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

招集通知においては、次のように開示しております。

取締役及び監査役に支払った報酬等の総額
・役員報酬

取締役を支払った報酬86百万円(内、社外取締役4百万円)

監査役を支払った報酬8百万円(内、社外監査役1百万円)

使用人兼務役員の使用人給与はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、各人の業績、能力等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役・社外監査役への連絡は総務部が担当し、取締役会議案の連絡、案内等を行っております。

社外取締役・社外監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び各部部长等から営業・開発等の報告を受け、また、社内監査役と協力して、重要書類の閲覧等を行い、業務監査並びに会計監査について取締役の職務遂行を監視しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会を随時開催可能な体制としており、機動的かつ十分な審議を行い、経営の意思決定を行っております。

監査体制では、監査役会制度を採用し、監査役による取締役会等の重要な会議への出席・意見の発言等を行うことにより、取締役の職務遂行に対する監視を行っております。会社の機関及び体制の概要は以下の通りです。

(1) 取締役会

取締役会は、平成30年10月24日現在6名(内、社外取締役2名)の取締役で構成されております。定期的な取締役会は毎月1回開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、監査役3名も出席し取締役の職務遂行を監視しております。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。

(2) 監査役会

当社は、監査役会を設置しております。監査役は3名(内、社外監査役2名)で、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び各部部长等から営業・開発等の報告を受け、また、各部での実地、重要書類の閲覧等を行い、業務監査並びに会計監査について取締役の職務遂行を監視する体制を整えております。

(3) 幹部会

取締役及び各部部长が出席し、毎週1回幹部会を開催しております。業務遂行の円滑化と経営の迅速化を図るとともに、各部の運営状況等の確認や相互牽制が実施できる体制を整えております。

(4) 内部監査

当社では、業務遂行について、内部監査を実施しており、業務執行において法令や規定の遵守及び業務の標準化・効率化をチェックする体制を整えております。なお、内部監査は社長室が策定した計画に基づき、社長室1名と他部署1名の体制により実施し、監査の結果については代表取締役社長に報告されております。

(5) 内部監査と監査法人及び監査役の連携について

当社では、内部監査、監査法人及び監査役が相互に連携して、内部統制の管理をしております。内部監査については、内部監査部門は監査法人と連携を密にとり、積極的な情報交換を行うことで、認識の共有化を進めております。また、監査役とは、内部監査実施前において協議を行い、監査実施後に監査の報告を行うとともに、監査役より助言、指導を受けております。監査法人と監査役の連携については、監査内容や課題について共通認識を深めるための情報交換を積極的に行っております。

(6) 会計監査の状況

会計監査は、第21期連結会計年度及び事業年度(平成29年8月1日から平成30年7月31日まで)は、海南監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の問題については随時確認を行い適正な会計処理に務めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用し、監査役による取締役会等重要な会議への出席・意見の発言等を行うことにより、当社の組織規模におきましては、取締役の職務遂行に対する監視機能を十分に果たしていると考えております。また、経営の機動性の確保等、迅速な意思決定を行うことが重要であるとの観点から、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日から3週間前の発送を行っており、招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算月を7月とすることにより大多数の会社が株主総会を開催する時期と違えることで、集中日を回避するように努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>情報の開示について 当社は株主、投資家の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーに対し、当社の事業戦略や財務情報に関する情報を迅速で公平、かつ正確でわかりやすく発信するように努めてまいります。具体的には、金融商品取引法に則り、東京証券取引所の定める適時開示制度に基づき、投資判断に重要な影響を与える事項について開示を行い、また、それ以外の情報に関しても当社を理解していただく上で有用と判断されるものについては積極的に開示を行っていく方針です。</p> <p>情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報の開示は、東京証券取引所の提供する「適時開示情報伝達システム」(TDnet)において公開し、メディアへの資料配布(プレスリリース)を行います。それに加え、情報開示の「適時性」「公平性」の観点から、TDnet及びプレスリリースにより公開した情報につきましては本ホームページ上でも速やかに公開します。 適時開示規則に該当しない情報を開示するにあたっては、適時開示規則の趣旨を踏まえて適切な方法による開示を行います。</p> <p>業績予想及び将来の予測に関する事項 本ホームページ上で開示されている情報の中には当社の将来の戦略・見通しが含まれていることがありますが、実際の業績は多分に不確定な要素を含んでいますので、実際の業績は、これらの見通しと大きく異なる結果となることがあります。</p> <p>株価情報について 本ホームページ上で公開している株価情報は、Yahoo! JAPANの株価情報提供のウェブサイトへリンクするものであり、当社が自ら提供する情報ではなくその内容を保証するものではない旨、あらかじめご了承ください。</p> <p>IRの自粛期間 当社では、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、各四半期の決算発表前の一定期間を「IR自粛期間」としております。この期間中は、当社の役員は当該決算情報についてコメントすることや質問にお応えすることを控えると共に、個別ミーティング、会社説明会などの開催を控えます。</p>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の機関投資家向け説明会の開催	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書などの掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

その他

(検討中)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令順守、財務報告の信頼性及び業務効率化を目的として、「内部統制システム基本方針」を定め、内部統制システムを構築しております。

その体制の概要は以下の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、法令遵守(コンプライアンス)を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、取締役会においてコンプライアンス上の重要事項を審理する。
 - ・コンプライアンスに関する報告・相談窓口として、弁護士を社外に置く。
 - ・社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査する。
 - ・内部監査部門である社長室は社長直轄として、業務が法令、定款及び社内規定に準拠して行われているかを検証し、その結果を社長及び監査役に報告する。
 - ・取締役会は、取締役会等重要な会議を通して各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
 - ・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
 - ・反社会勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
2. 株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規定により適切に作成・保存する。
 - ・取締役、監査役より閲覧の請求があれば、管理担当部署を通じてこれに応じる。
 - (2) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
 - ・社内規程により職務権限等を規定し、損失の危機の管理に努める。
 - ・研究開発に関わる危機の管理については、安全委員会等を設置し、危機の管理に努める。
 - (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定時取締役会を毎月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ・取締役及び各部部长が出席し、毎週1回幹部会を開催し、業務執行の円滑化と経営の迅速化を図るとともに、各部の運営状況等の確認や相互牽制を図る。
 - (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、法令遵守(コンプライアンス)を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、取締役会においてコンプライアンス上の重要事項を審理する。
 - ・コンプライアンスに関する報告・相談窓口として、弁護士を社外に置く。
 - ・内部監査部門である経営企画室は社長直轄として、業務が法令、定款及び社内規定に準拠して行われているかを検証し、その結果を社長及び監査役に報告する。
 - (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の内部統制に関する体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。
 - ・関係会社管理規程に基づき、総務部部长がグループ全体の管理に当たる。
 - (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことができる。なお、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱は監査役の同意を得て行い、取締役からの独立性を確保する。
 - (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、速やかにこれを監査役に報告する。
 - ・監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受ける。
 - ・会社は、監査役が取締役、使用人と常時情報交換を行う体制を整える。
 - (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。
 - (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
 - (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、内部監査人、監査法人等との緊密な連携及び情報交換を推進するため意見交換会を定期的に行う。
 - ・監査役は、監査役相互の連携を図るため、毎月1回監査役連絡会を開催する。
 - (11) 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性を向上を図る。
 - ・財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
 - ・内部統制担当者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
 - ・内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力と一切の関係もちません。また、反社会的勢力から接触を受けた時は、ただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。また、各研修に積極的に参加するとともに、研修内容を社内で周知することに努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

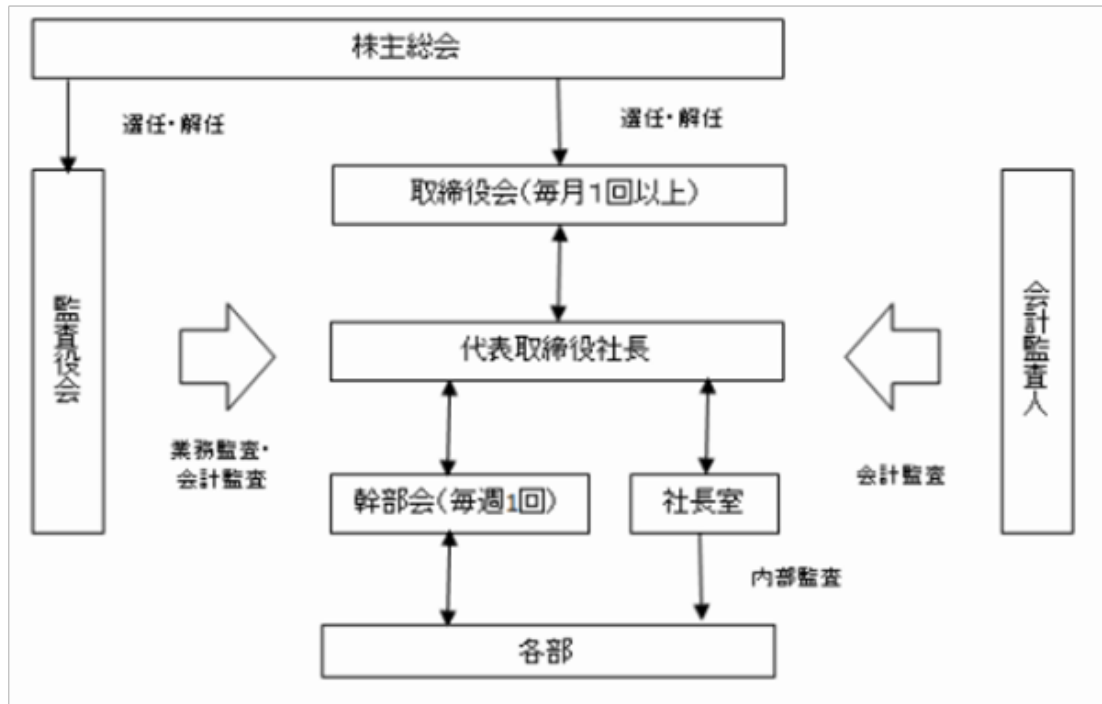
なし

該当項目に関する補足説明

コーポレート・ガバナンス、適時開示体制の充実を行ないつつ、株主価値重視の経営を実践し、企業価値の向上を図ることで、買収防衛に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

情報管理部門の拡充、内部監査部門の強化を図るとともに、相互牽制の体制を構築してまいります。



<適時開示体制についての模式図>

